**看護学科教員および看護部看護職と**

**訪問看護ステーションとの教育人事交流（研修編）要項**

1.目的

1）看護学科教員

　　　　訪問看護ステーションにて訪問看護の実際を学び、看護基礎教育における実践的な在宅療養支援を教授できる能力を育成する。

　　2）看護部看護職

訪問看護ステーションにて訪問看護の実際を学び、地域での暮らしを見据えた看護を提供できる能力を育成する。

2．目標

 1)看護学科教員

（1）　訪問看護を受けながら、地域で生活している療養者とその家族について理解を深める。

（2） 在宅療養者を支えるサービスや多職種との調整など連携について理解を深める。

 2)看護部看護職

（１）旭川医科大学病院で医療を受けた患者を通して、地域医療や退院後の生活に向けた看護を考える。

　　（２）研修を通し、患者の医療・ケアを支えている社会資源、多様な職種がどのようにかかわっているかを知る。

（３）地域の病院・訪問看護ステーション等の見学・交流を通し、情報共有と相互の連携の重要性を理解する。

3．対象

　　1)看護学科教員

　　2）看護部看護職

（１）ラダーレベルⅡ以上の看護職・看護師長の推薦のある看護職、かつ退院支援看護師育成研修アドバンスコース受講修了者

4．研修施設

１）医療法人社団 ささえる医療研究所　「訪問看護ステーション むらかみさん」

２）一般社団 北海道総合在宅ケア事業団「旭川地域訪問看護ステーション」

3）社会福祉法人 北海道療育園「訪問看護ステーション けあぷらす」

4）医療法人回生会 「大西病院訪問看護ステーション」

5）医療法人社団萌生会 サンビレッジクリニック「在宅ケア連携室」

6）医療法人道北勤労者医療協会 「在宅医療室」

5．時期及び期間

　　1）看護学科教員

　　（1）交流対象者の希望期間（日・週単位を可とする）

　　　　　例　①○日（○曜日）/週を○週間または○か月　②○週間

　　2）看護部看護職

　　（1）当該年度の9月～11月の1日程度

　　（2）当該年度の9月～11月の4週間程度

　　3）基本、平日の昼間の8時間程度とする

6．研修方法

　　1）研修申請後、研修施設にて研修する。

2）訪問看護師と共に訪問看護を受けている療養者宅へ同行訪問を行う。

3）侵襲の伴う医療行為（注射等）は行わない。

7．服装

1）動きやすい服装（コットンパンツ、トレーニングウエア、ポロシャツ、靴下等）

8．その他

１）　研修者は看護職賠償責任保険制度に加入していること。

２）　勤務は、日勤勤務扱いとする。

３）　市内近郊は通勤手段として自家用車の使用は不可とする。

4）　交通費等は旭川医科大学旅費規定に準じる。

（1）原則、旭川市内全域および勤務地が本部管理棟より半径8㎞以内の地域は支給しない。

（2）業務上の必要またはその他やむを得ない事情が生じた場合、人事課と検討する。

看護職キャリア支援センター（人事交流部門）　令和5年○月○日